

## 映画「ライムライト」等の保護期間が、 旧著作権法の適用により満了していない とされた事例

知的財産高裁 平成20年2月28日判決 平成19年(ネ)第10073号  
著作権侵害差止等請求控訴事件 控訴棄却(上告)  
判例時報2021号96頁

小 松 陽 一 郎\*\*

### 【要 旨】

「ローマの休日」「シェーン」等、昭和28年(1953)に団体の著作名義で公表された多くの名作映画の著作物は、平成15年12月31日(公表後50年間)まで保護期間が認められていた。平成15年6月に、映画の著作物の保護期間を70年に延長する法律が成立し、翌年1月1日に施行された。しかし、この法律が適用されるのは、施行日に著作権が存在する映画であり、「シェーン」の著作権は消滅していたことを理由に、期間延長は認められなかった(最高裁第3小法廷平成19年12月18日判決)。

これに対し、本件は、チャールズ・チャップリンが制作し、自らを著作者として大正8年(1919)から昭和27年(1952)に公表した「独裁者」「ライムライト」等9本の映画の著作権者が、同映画等のDVDを無断で複製、頒布した者に対し、その差止等を求めた訴訟である。チャップリンは、1977年12月25日に死去している。

一審は、個人を著作者として公表した映画の保護期間は、著作者の死後38年(旧著作権法3条、52条1項)であるとして、著作権の存続を

認め、差止の請求を認容した。本件控訴審も同趣旨で控訴を棄却した。

結論には賛成するが、その理由には一部疑問があり、旧著作権法6条の団体の著作名義の意義について、新たな検討を要する可能性が生じている。本件の判例評釈として、吉田正夫・狩野雅澄「旧著作権法下の映画著作物の著作者の意義と保護期間」コピーライト573号30頁がある(結論に賛成)。

<参照条文>旧著作権法3条、同6条、同22条の3、同52条(附則)、著作権法15条、同54条、附則4条

### 【事 実】

被控訴人(原告：以下Xとする。)は、チャールズ・チャップリンが出演・監督等して制作され、1919年から1952年にかけて公開された「サニーサイド」、「独裁者」、「モダン・タイムス」、「ライムライト」等9本の映画(以下「本件映画」という。)の著作権者である。

\* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

\*\* 小松法律特許事務所 弁護士・弁理士  
Yoichiro KOMATSU

本件映画は、一部を除きいずれもチャップリンが原作、脚本、制作ないし監督、演出、主役等を一人数役で行っており、映像のクレジットには、「Written and Produced (あるいは Directed) by CHARLES CHAPLIN」等の表示がなされている。また、一部の作品は、米国著作権局において、著作者としてチャップリンではなく「チャールズ・チャップリン・フィルム・コーポレーション」等として登録されているものもある。

控訴人ら（被告：以下Yとする。）は、本件映画のDVDを複製・販売等していたので、Xが、Yの行為はXの複製権及び頒布権を侵害しているとして、その差止めと在庫品の廃棄、損害賠償金の支払いを請求した。

旧著作権法（明治32年法律第39号、以下「旧法」という。）6条は「官公衛学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ30年間継続ス」と規定し、団体著作物の著作権は興行等の公表から30年間（同52条2項により33年間）継続するとしており、一方、同3条1項は「発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後30年間継続ス」と規定し、生前公表著作物の著作権は著作者の死後30年間（同52条1項により38年）継続するとしている。

旧法6条が適用されると本件映画の著作権の保護期間が満了しているが（戦時加算の問題には触れない。）、旧法3条が適用されると、チャップリンは1977年12月25日に死亡しているので、2015年12月31日まで（旧法9条で年歴計算。なお現行著作権法54条1項の延長により、2022年になるものもある。）存続することとなる。そして、本件での中心争点は旧法のいずれが適用されるかということであった。原審判決は、本件映画のクレジットには、チャップリンが著作者であることを示す表示があり、チャップリ

ンが監督を務め、著作者の一人であることは争いなく、その生前に公表されたものであるから、旧法3条及び52条1項により、本件映画はいずれも著作権の存続期間は満了していないとして、侵害を認めた。Yが控訴したのが本件である（本件は、リヒテンシュタイン公国において設立された法人であるXから、日本法人であるYらに対する、英国国民であったチャップリンの映画作品の著作権の侵害に基づく訴えであり、国際裁判管轄と準拠法の問題もあるが、ベルヌ条約3条、著作権法6条3号、法例11条1項（法の適用に関する通則法附則3条4項）等から日本での日本法による適用が認められている。）。

## 【判 旨】

「旧法3条……によれば、著作者の生死により保護期間を定めているから、旧法3条にいう『著作者』は、自然人を意味することが明らかである。」

「旧法6条は、団体の著作名義での著作物の公表の場合の保護期間を規定したものと解するのが相当である。」

「旧法6条の解釈として、同条が法人著作を認めた規定であるとする考え方があり。しかし、……旧法6条は、保護期間に関する旧法3条ないし6条のうちの1つであって、旧法があえてこのような位置に法人著作の規定を置いたとは考えにくい。しかも、旧法において、旧法6条のほかに「団体」について触れた規定はない。なお、昭和54年改正法15条は、……職務著作に関する規定を置いているところ、同法附則4条は、『新法第15条及び第16条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。』と規定している。

以上によれば、旧法においては、原則に戻って、自然人が著作者となると解するほかなく、旧法6条が法人著作を認めた規定とはいいがた

い。]

「一般に、映画の著作物の場合、その製作において、脚本、制作、監督、演出、俳優、撮影、美術、音楽、録音、編集の担当者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であり、その中に、関与した多数の者の個別的な著作物をも包含するものであるが、映画として一つのまとまった作品を創り出しているのであるから、旧法においても、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が映画著作物の著作者であるというべきであり、この者が旧法3条の『著作者』に当たるものと解すべきである。」

本件映画は「いずれも、チャップリンが原作、脚本、制作ないし監督、演出、主役（「巴里の女性」を除く。）等を1人数役で行っており、上記作品は、その発案（「殺人狂時代」を除く。）から完成に至るまでの制作活動のほとんど又は大半をチャップリンが行っているところ、その内容においても、チャップリン自身の演技（「巴里の女性」を除く。）、演出等を通じて、チャップリンの思想・感情が顕著に表れているものであるから、映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者はチャップリンであり、チャップリンが旧法3条の『著作者』に当たるものというべきである。」

一部の映画は米国において「法人名義の著作者登録となっているので、旧法6条の適用があるか否かが一応問題となる。しかし、……旧法3条は、自然人である著作者が実名で公表される場合の規定であり、旧法5条が無名又は変名で著作者が何者かを識別できない形態での著作物の公表される場合の規定であることに照らせば、これらと併置された旧法6条の団体の著作名義での著作物の公表は、自然人の実名義での公表、無名又は変名での著作物の公表に当たらない場合をいうものと解するのが相当である。そうすると、……公表された画像において、チャップリンが上記各映画著作物の全体的形成に

創作的に寄与した者であることが示されている以上、旧法3条の実名による著作者の公表があるものと認めるのが相当である。」として、本件控訴を棄却した。

## 【研究】

### 1 映画の著作物と現行著作権法及び旧法との関係

#### (1) 現行著作権法と映画の著作物

現行著作権法（昭和45年法律第48号、以下「現行法」という。）は、映画の著作物の「著作者」について、職務著作に該当する場合は使用者たる法人等（15条）であり、そうでない場合は映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者（16条）としている。したがって、1本の映画についてプロデューサー、映画監督、ディレクター等の複数の著作者が発生しうる。しかし、映画の著作物の「著作権」については、その著作者が映画製作者に対してその制作に参加することを約束している場合には、映画製作者に帰属する（29条1項）。また、映画の著作物の保護期間は、著作者の死亡時を起算点とする死亡时起算主義はとっておらず、公表时起算主義によっている（54条1項、3項）ので、現行法のみが適用される創作性ある映画の著作権の保護は比較的明確である。

しかし、昭和45年改正法附則7条は、「この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第2章第4節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。」とされている関係で、本件のように、映画の公開は旧法時代になされたものであるが、映画監督等の死亡時期によっては旧法による保護期間のほうが長い場合もありうる。

#### (2) 旧法と映画の著作物

旧法は、3条が生前公表著作物の保護期間、4条が死後公表著作物の保護期間、5条が無

名・変名著作物の保護期間（いずれも52条により38年）、6条が団体著作物の保護期間（52条により33年）を規定している。また、22条の3（昭和6年改正）は、「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作者ハ文芸、學術又ハ美術ノ範圍ニ属スル著作物ノ著作者トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第3条乃至第6条及第9条ノ規定ヲ適用シ」と規定している。しかし、獨創性（創作性）ある映画の著作物の保護期間に関する現行法54条のような明確な規定はない。

## 2 映画の著作物と旧法3条及び6条との関係

### (1) チャップリンと旧法3条該当性

旧法3条は、その保護期間について死亡時起算主義をとっており、本件判決が指摘するように自然人に適用されることは明らかである（なお、無名・変名著作物に関する5条が（自然人が）「……実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第3条ノ規定ニ従ウ」としていることから根拠付けられる）。

また、旧法22条の3は、上記のように、「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物」で獨創性のあるものの保護期間については3条等を適用するとしている<sup>1)</sup>。

ところで、映画の著作物の著作者については、旧法には特に規定はない。ただ、通常の映画は、本件判決がいうように「多数の者が関与して作り出される総合著作物」であるから、その全体的形成に創作的に寄与した者を著作者とする現行法16条と同様に定義づけることに問題はないであろう。そして、チャップリンが、本件映画の全体的形成に創作的に寄与している事実も争いのない事実であるから、チャップリンが旧法3条にいう著作者に当たることになる。

本件判決がこのような判断をしたことは正当である。

### (2) 旧法6条に関する本件判決の立場

本件判決は、旧法6条は、①団体名義での著作物の公表の場合の保護期間を規定したものである、②法人著作を認めた規定とはいいがたい（根拠として、(a)3条から6条までは保護期間に関する規定であり、その位置に法人著作の規定を置いたとは考えられない、(b)旧法には6条以外に「団体」に関する規定がない、(c)現行法附則4条は〔職務著作に関する〕現行法15条の規定は「この法律の施行前に創作された著作物については適用しない」と規定している、等を指摘する）、③本件映画の一部に法人名義の著作者登録があるが、旧法6条が適用されるのは自然人の実名義での公表、無名又は変名での公表に当たらない場合をいうと解する、そして、本件映画では、チャップリンが全体的形成に創作的に寄与した者であるとして表示されているので、(例外的な)旧法6条には該当しない、とした。

### (3) 旧法6条と法人著作

本件判決の上記①は、条文上もそのとおりであろう。

しかし、上記②の説示部分は問題がある。

上記(a)の3条から6条までの条文の位置に関しては、3条が自然人を対象にしている条文と解することは問題がないのであるから、6条が「団体」と規定していることからすると、法人著作を規定していない、と条文の文言解釈をしてしまうことは通常の解釈手法とは言えない。また、上記(b)は確かにそのとおりであるが、(c)も「適用しない」と表現しているだけであり、いずれも文言解釈から本件判決が「原則に戻って、自然人が映画著作物の著作者となるものと解するほかない」と言い切っている点は、論理の飛躍がある。

いずれにしても、旧法6条の条文体裁自体があいまいであったのであり、旧法下で法人著作を認めるかどうかに関して賛否両論があり、い

ずれとも決着していなかった<sup>2)</sup>。

立法者意思について、旧法22条の3（昭和6年改正）の立法担当者小林尋次氏は法人が著作者となることはあり得ないとされていたことが紹介されているが<sup>3)</sup>、旧法そのものの立法担当者であった水野鍊太郎法学博士は、小林説とは異なり、「原始著作権は自然人に属するものにして法人はその著作権を継承したるに過ぎずというにあり。この説も又一理ありと雖も我が著作権法に於いては法人の原始著作権を認むるものの如し（第6条）」<sup>4)</sup>と明確に法人著作を肯定している。

また、東京高裁昭和57. 4. 22判決（無体集14巻1号193頁 龍溪書舎事件。なおその上告審である最高裁昭和59. 3. 9判決 判決速報00002728も、原審の判断を正当として是認できる、として上告を棄却している。）は、旧法下でも「第6条の如き規定の存在していたことからみて、……法人等が原始的に著作権を取得する」ことを肯定しており、本件と同種判決である、知的財産高裁平成20. 7. 30判決（黒澤明DVD事件）<sup>5)</sup>も、上記東京高裁判決を引用して、旧法下での法人著作を肯定している。

もともとは、規定ぶりがあいまいであり、より根本的には、法人擬制説と法人実在説の対立が背後にあったと推察されるが、時代の流れと共に法人実在説が有利になっていったこと、著作者の概念そのものが大陸法系諸国におけるローマ・ゲルマン概念（著作権をAuthor's Rightとして自然人のみを著作者になりうるとする。）と、英米法系諸国におけるアングロ・サクソン概念（Copyrightとして、著作物に投資等する法人を著作者とする。）の二大潮流があるとされているが<sup>6)</sup>、あいまいな条文上の一方の立場に立って絶対に自然人しか著作者になれないとするスタンスは是認できない（なお、自然人しか著作者になれないとすると、旧法6条は実体と齟齬する場合の規定となってしまうだろ

う。）。このように解すると、本件判決が、旧法6条は、自然人の著作者が不明な場合にしか適用できないとする結論に影響してくることになる。但し、本件映画では、チャップリンがプロデュース等した表示があり、一部が法人名義で著作者登録されていても、映画のクレジット等にその旨の表示がなされているとの事実認定はなされていないので、旧法6条を適用しなかったのは結論としては妥当であろう（但し、筆者が確認したところ、例えば「独裁者」では、「COPYRIGHT MCMXI CHARLES CHAPLIN FILM CORPORATION」という表示があった。）。

なお、映画のクレジット等に、映画制作会社が著作者として表示され、総監督等が複数著作者の一人として表示されているような場合であれば、共同著作者（旧法13条）となりその処理が複雑となる。旧法3条2項では、合著作の場合に最終に死亡した者の死後30年という規定はあるが、これは明確に自然人どおしの場合を規定しているだけであり、法人と自然人の共有の場合は規律できない（現行51条等も同じ）。しかし、旧法3条2項はできるだけ著作権者を保護しようとする趣旨と解されるから同条を類推して処理することが妥当であり、この場合は、長いほうに従うということになる<sup>7)</sup>。

### 3 最高裁平成19. 12. 18判決（シェーン事件）<sup>8)</sup>との関係

シェーン事件では、法人（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション）が著作者として表示されているとの前提事実で旧法6条における団体名義の著作物の保護期間について判断がなされている（この点は争われていないようである。）。

ところで、通常の映画では、監督がその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与しており、映画のクレジット等で監督名がでないことはない。実際にも、シェーンでは、「Produced

and Directed by GEORGE STEVENS」の表示がある。そうすると、シェーン事件（いわゆる1953年問題といわれていた。）でも、本件同様に、旧法3条が適用されるべきであったとの解釈の可能性があり、今後は、複数の著作者（の一人）を特定することができれば、その保護期間は著作者の死亡時を基準として計算されることとなり、かかる観点から過去の映画をチェックすれば期間延長を認めることも可能ではないかと思われる<sup>9)</sup>。

本件は上告されているようなので、その動向が注目される。

#### 注 記

- 1) 大審院昭12. 11. 20法律新聞4204号3頁は、「著作物」について「著作者の精神的所産たる思想内容の独創的表現たることを要す」として、現行法2条1項1号の著作物の定義と実質的に同様のものとしている。
- 2) 半田正夫・松田政行「著作権法コンメンタール3」（作花文雄）676頁は、詳細に各説を紹介している。加戸守行「著作権法逐条講義〔5訂新版〕」776頁も、「旧法時代の解釈が確定しているわけではない」とされている。なお、半田正夫「著作権法概説〔第13版〕」63頁は、本件判決とは逆に、規定形式上は（法人著作）肯定説に若干有利であった、とされている。
- 3) 加戸・前掲注2）。小林尋次「現行著作権法の立法理由と解釈」96頁。
- 4) 法政大学特別法36年度講義録「著作権法」80頁。なお、水野錬太郎「著作権法要義」（これは、旧法の施行直前である明治32年5月5日に出版されたものである。）29頁では、旧法6条のところで「大学一覧を帝国大学の著作として発行し、内務省の統計年鑑を内務省の著作として発行する」という例をあげている（いずれも国立国会

図書館近代デジタルライブラリー）。同人が起草者であった事実について、文化庁監修「著作権法百年史」118頁。

- 5) 黒澤明監督の「姿三四郎」,「羅生門」等では、「東宝映画株式会社・製作配給」等の表示と「監督 黒澤明」,「演出 黒澤明」等の表示があった。したがって、著作者の表示としては映画会社ではないとされており、事実関係は本件と共通している。この知財高裁判決の原審である東京地裁平成19. 9. 14判決（平成19年（ワ）第11535号）の判例評釈として、諏訪野大「映画の著作物の著作権保護期間について旧著作権法が適用され、監督の死後38年に当たる平成48年まで著作権が存続すると判示された事例」発明2008 No.6 58頁、駒田泰士「旧著作権法施行時に制作、公表された映画について、その著作権の存続期間が満了していないとされた事例」TKCローライブラリー速報判例解説知的財産法No.5。
- 6) 先野直邦「法人著作の概念」民法・著作権法の諸問題〔半田正夫教授還暦記念〕502頁、齋藤博「著作権法〔第2版〕」130頁等。
- 7) 田村善之「著作権法概説〔第2版〕」271頁。加戸・前掲注2）334頁は、法人と個人の共同著作物の保護期間について、保護期間の長いほうによるべきとしながら、死後50年説と解すべきという（但し、死亡時基準説のほうが長くなることを前提とした記述ではある。）。
- 8) 民集61巻9号3460頁
- 9) 齊藤博「著作物の保護期間に関する考察」L&T No.32（2007/4）10頁。前掲注2）「著作権法コンメンタール2」（三浦正広）520頁。吉田正夫・狩野雅澄・前掲【要旨】コピライト45頁（「シェーン」に旧法3条を適用すべしとして再訴することは禁反言の問題が生じてこようと指摘するが、正当である。）。同コピライト562号64頁。

（原稿受領日 2009年5月12日）